

## 労災疾病臨床研究事業費補助金における事務委任を行った場合の国庫補助金の受領の委任について

平成 26 年 7 月 29 日  
労災管理課長決定

### 1 趣旨

労災疾病臨床研究事業費補助金（以下「補助金」という。）について、「労災疾病臨床研究事業費補助金における事務委任について」（平成 26 年 7 月 29 日労災管理課長決定）により、補助金の管理及び経理の事務を研究者が所属機関の長へ委任した場合における補助金の受領の委任について定める。

### 2 補助金の受領の委任について

研究代表者は、事務委任を行った場合には、当該補助金の受領を所属機関の長に委任することができることとする。

なお、その場合にあつては、別紙様式例 1 及び 2 によりあらかじめ、研究代表者が所属機関の長へ委任し、承諾を得るものとする。

### 3 補助金の請求について

交付決定通知を受けた研究代表者は、別紙様式例 3 により、補助金の支払いを請求するものとするが、補助金の受領を、所属機関の長に委任した場合は、別紙様式例 4 により、請求するものとする。

(様式例1)

## 委 任 状

平成\_\_\_\_年度労災疾病臨床研究事業費補助金の交付を受けて研究代表者として調査  
研究を実施する(研究課題名)\_\_\_\_\_に係る補助金の受領  
を

研究機関名：\_\_\_\_\_

所属機関長職名：\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_

に委任いたします。

所属機関部局：\_\_\_\_\_

職 名：\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_ 印

### 作成上の留意事項

研究代表者は、補助金の受領を所属機関長に委任する際は、本状を所属機関長に提出  
すること。

(様式例2)

## 承 諾 書

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

研究代表者\_\_\_\_\_殿

研究機関名\_\_\_\_\_

所属機関長 職 名\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_印

平成\_\_\_\_年度労災疾病臨床研究事業費補助金の交付を受けて、(研究課題名)  
\_\_\_\_\_に係る調査研究を実施するうえで、研究代表者を代理して当該研究  
に係る補助金の受領を行うことを承諾します。

### 作成上の留意事項

1. 所属機関長の印は、職印を使用すること。
2. 研究課題名は、交付申請書と同じ研究課題名により記入すること。
3. 日本工業規格A列4番の用紙を用いること。

研究代表者受領の場合

(様式例3)

請 求 書

¥ \_\_\_\_\_

平成 年 月 日厚生労働省 第 号をもって交付決定を受けた  
平成 年度労災疾病臨床研究事業費補助金（課題番号： \_\_\_\_\_、研究課題  
名： \_\_\_\_\_）について、お支払い下さるよう請求いたします。

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
申請者 \_\_\_\_\_ 印

支 出 官

厚生労働省労働基準局長 殿

振 込 銀 行 名	銀行 金庫	本店 支店
預 金 種 別	普通 当座	(該当するものを○で囲む。)
銀行等取引 口座名義等	口座名	_____
	口座番号	.....

(作成上の留意事項)

- (1) 金額は円単位で記入すること。
- (2) 申請者(研究代表者)の住所、氏名、印は、交付申請書と同一にすること。また、郵便番号も忘れずに記入すること。
- (3) 銀行等取引口座の開設にあっては、次の点に留意すること。
  - ア. 銀行等取引先の選定は、全国銀行協会連合会・全国信用金庫協会の加盟行が望ましい。(郵便局は不可)
  - イ. 口座名義(例)は、「厚生労働省 (労災疾病臨床研究事業) 研究代表者の氏名」とすること。

受領委任の場合

(様式例4)

請 求 書

¥ \_\_\_\_\_

平成 年 月 日厚生労働省 第 号をもって交付決定を受けた  
平成 年度労災疾病臨床研究事業費補助金（課題番号： \_\_\_\_\_、研究課題  
名： \_\_\_\_\_）について、お支払い下さるよう請求いたします。

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
申請者 \_\_\_\_\_ 印

支 出 官

厚生労働省労働基準局長 殿

振 込 銀 行 名	銀行 金庫	本店 支店
預 金 種 別	普通 当座	(該当するものを○で囲む。)
銀行等取引 口座名義等	口座名	_____
	口座番号	.....
	住 所	〒 _____

(作成上の留意事項)

- (1) 金額は円単位で記入すること。
- (2) 申請者(研究代表者)の住所、氏名、印は、交付申請書と同一にすること。また、郵便番号も忘れずに記入すること。
- (3) 所属機関の長へ補助金を振込む場合については、所属機関の長へ事務委任を行っていること。
- (4) 銀行等取引口座の開設にあっては、次の点に留意すること。
  - ア. 銀行等取引先の選定は、全国銀行協会連合会・全国信用金庫協会の加盟行が望ましい。(郵便局は不可)
  - イ. 口座名義(例)は、「厚生労働省 (労災疾病臨床研究事業費補助金) 所属機関の長の氏名」とすること。
  - ウ. 口座上の住所は、所属機関の住所とすること。
- (5) 補助金受領の委任状及び承諾書の写しを添付すること。